

# 法律診断



社会保険労務士 行政書士 牟田美智代事務所

シリーズ

ケンパイ

(商号・事業) 内容

## 建設廃棄物の収集運搬

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の平成23年度の改正により、第21条の3第1項に建設廃棄物の処理責任を元請に一元化することが明確になりました。

では廃掃法で言うところの建設工事とは？

廃掃法では、「土木建築に関する工事」のことを「建設工事」といい、これには「建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む」と、第21条の3で定義しています。広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含んでおり、解体工事も含まれます。具体的には、建物に付いている電気器具の交換工事や、塗装工事、内装仕上げ工事、改修・改築工事などが該当し、建設業法に規定される土木一式工事、建築一式工事や専門工事業種である大工工事など28業種となります。

そうすると、システムキッチンやユニットバスなどを販売するホームセンターなどの量販店が元請になることも十分に考えられます。

量販店から工事を請負った業者は、設置工事を行い、取り外した物を運搬するために収集運搬業の許可が必要になってくるのでしょうか？

同法第21条の3第3項には次のように例外が設けられました。簡単に言うと「請負金額500万円以下または1回の運搬量が1m<sup>3</sup>以下の廃棄物の運搬については下請業者の自社物とみなす。」となっています。ということは、排出事業者はあくまでも元請ですが、下請業者が上記に該当して運搬する場合、収集運搬業の許可は要らないわけです。運搬で

きる範囲は、工事現場と同一又は隣接する都道府県内の「元請業者が所有する又は使用権原を有する施設」や「元請業者が委託契約した産業廃棄物処理業者の事業に供する施設」(建設廃棄物処理指針(平成22年度版))まで。元請業者が委託契約した産業廃棄物処理業者とあるように、運搬先の処理業者との委託契約やマニフェストの交付は元請がしなくてははいけません。

また、運搬時には「当該廃棄物が環境省令で定める廃棄物であることを証する書面」及び「当該運搬が建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであることを証する書面」を携行するようにと定められています。請負契約の基本契約書にこの事項を盛り込み、収集運搬を行う際には、1回に運搬する廃棄物の量がそれぞれ1m<sup>3</sup>以下であることが分かるよう別紙を作成する。又は、「廃掃法第21条の3第3項」であることを証する書面を1回の収集運搬をするごとに作成し、元請・下請それぞれ押印しなくてははいけません。

この法改正後、建設業者さんから「産廃の許可取らなきゃ」というご相談をたくさんいただきます。上記の同法第21条の3第3項に当てはめると許可が必ずしも必要ではない事業者さんも出てくるのではないのでしょうか。もちろん、取引先など対外的に許可取得をしなくてはいけないこともあると思いますが、必要のない許可を取得したためにその法律に縛られてはいけません。